

会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう  
商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう

# コロナ危機を乗り越える

# 制度の紹介

## 府の要請で休業・時短営業に

休業要請支援金（大阪府）  
個人 50万円・法人 100万円



休業要請の対象業種であり、要請に応じて休業したこと（時短営業した飲食店も対象）  
4月の売上が前年比で50%以上減少  
大阪府内に主たる事業所があること

## 当面の生活費を工面したい

緊急小口資金（社会福祉協議会）

貸付額 10万円（個人事業主特例 20万円）

返済2年（うち据置最長1年）利息・保証人不要  
収入が減少した世帯に貸付

総合支援資金（社会福祉協議会）

日常生活の維持が困難となっている世帯

20万円（単身世帯 15万円）×3か月

据置期間 1年以内 償還期限 10年以内

貸付利子 無利子

住宅確保支援金（社会福祉協議会）

例：単身上限 3.9万円（吹田市・単身世帯）

離職・廃業から2年以内

<拡充>休業等で減収

離職等と同程度の状態

期間：原則3か月まで



## 収入減で子どもの学費が

家計急変による奨学金<給付型・貸与型>

新型コロナウイルスの影響による特例があります。

詳しくは大学・学校までお問合せください。

また独自で学生支援の給付を行っている大学も

## 売上が半減で給付金

持続化給付金（国）

法人 200万円

個人（フリーランス含む）100万円が限度額

1月～12月の間の1か月で売上前年比50%の減少  
任意1か月の売上減少の年間分（×12か月）が給付



## 従業員の休業補償を助成

雇用調整助成金（雇用保険）

従業員の解雇を行わない中小企業は90%助成

（ただし日額8330円が限度額）

雇用保険の適用を受けている事業所であること  
売上等が前年比で5%以上減少

雇用保険に加入していないパートも対象に  
申請書と手続きが簡素化されました

## 臨時休校で働けなかった

小学校休業等対応助成金（雇用保険・国）

労働者に有給支給の事業者（上限8330円/日）

フリーランス等の場合（上限4100円/日）

① 小学校等（※）の臨時休校により

子どものため仕事を休んだ

② 子どもが感染（疑い）のため

小学校等に登校できず仕事を休んだ

①もしくは②のどちらかを満たすこと

（※保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・特別支援学校・放課後児童クラブなど）



## 休業中のカラオケ等著作権使用料

事後申請で免除可能（JASRAC）

営業日数に応じて

免除されます（1週間単位）

申請はJASRACのホームページ

もしくはFAX（06-6222-8260）で



## 実質無利息の融資制度

新型コロナウイルス感染症特別貸付（政策公庫）

融資限度額 6千万円

返済期間：運転15年・設備20年

うち据置期間最長5年

実質無利子<支払利息分が3年間補給金給付>  
（元金3千万円まで）

直近1か月の売上減少5%が要件

申込書は非常に簡単

条件変更や返済の乱れがあっても申込可能

## コロナ感染（疑い）で仕事を休んだ

傷病手当金（社会保険）

4日目以降の休業について賃金の2/3が給付

発熱などの症状でコロナ感染（疑い）から休業

疑いがあり医療機関で受診できなかった場合は事業所の証明で受給可能です。

傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

休業で受け取れなかった給与等の2/3相当額支給

新型コロナウイルス感染（疑い）に限って実施

（事業所得者は対象外）

後期高齢者分は受付事務開始

吹田市国保は受付開始の予定



## 今年の国民健康保険料が心配

コロナ対応減免 保険料全額免除も

① 売上が30%以上減少

② 前年所得が1000万円以下

③ 前年の事業所得以外の所得が400万円以下

①②③のいずれも満たしていることが必要

## 生活保護制度

事業を続けながらでも需給できます